

春日井市相談支援従事者初任者研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第18項に定める計画相談支援及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7号に定める障害児相談支援の提供に当たる者の確保を図り、もって計画相談支援及び障害児相談支援の利用の促進を図るため、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）に規定する相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した者が勤務する法人に対し補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に市長が指定した総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所又は児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所を有し、当該事業所において、初任者研修を修了した者が相談支援従事者として2年以上従事する見込みがある法人とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助対象者が負担又は補助した初任者研修の受講料（以下「研修受講料」という。）のうち、次に掲げる経費を合算したものである。

- (1) 補助対象者が研修機関に直接支払った研修受講料
- (2) 補助対象者の職員が負担した研修受講料に対して、補助対象者が職員に支払った補助金

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請期日は、初任者研修を修了した年度の2月末日とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日井市相談支援従事者初任者研修補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる経費の支払を証する書類の写し
- (2) 初任者研修の修了を証する書類の写し
- (3) 初任者研修を修了した者が補助対象者の職員であることを証する書類等の写し
- (4) 人員の配置要件に係る誓約書(第2号様式)

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは春日井市相談支援従事者初任者研修費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不適当と認めたときは春日井市相談支援従事者初任者研修費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の交付を決定した時は、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(記録の整備)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る職員又は会計に関する諸記録を整備し、当該職員が相談支援従事者として勤務した日から5年間保管しなければならない。

（検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（返還）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支払を受けたとき。
- (2) 前条に規定する指示、報告の求め又は検査に正当な理由なく応じないとき。
- (3) 人員の配置要件に係る誓約書の内容を満たすことができなくなったとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に補助対象者が受講した初任者研修の受講料について適用する。